平成２８年（フ）第８０４号
東京都北区王子２丁目24―５
破産者　小川　和代
1　決定年月日　平成28年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８４１号
東京都江東区有明３―７―26　有明フロンティアビルＢ棟９階、商業登記簿上の本店所在地東京都渋谷区千駄ケ谷１丁目８番10―502号
破産者　ネットエックスポージャー株式会社
1　決定年月日　平成28年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８４２号
東京都台東区根岸５丁目23―８―804
破産者　久保木康浩
1　決定年月日　平成28年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８６３号
東京都渋谷区恵比寿南２丁目６番11号
破産者　有限会社エイジアビートジャパン
1　決定年月日　平成28年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８６４号
神奈川県川崎市高津区北見方１丁目29―８―301
破産者　松岡　博志
1　決定年月日　平成28年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８６９号
東京都板橋区幸町６―15
破産者　菅野　志恩
1　決定年月日　平成28年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８９６号
東京都板橋区相生町17番７号
破産者　株式会社松陽館
1　決定年月日　平成28年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９１９号
東京都千代田区五番町４番地２　東プレビル２階Ｃ号
破産者　有限会社セスタ
1　決定年月日　平成28年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９２０号
東京都江東区古石場３丁目３―７
破産者　森田　敬弘
1　決定年月日　平成28年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９３０号
東京都千代田区富士見１丁目２番30号　高久富士見ビル１Ａ
破産者　株式会社ＪＡＰＡＮ　ＣＵＢＩＣ
1　決定年月日　平成28年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９３１号
東京都練馬区南大泉１丁目17―８―503
破産者　塩崎登茂子こと　塩崎　登茂
1　決定年月日　平成28年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９７５号
東京都豊島区西巣鴨２丁目22番８号　ＡｃｔｙＡｃｅＡｒｅａ２階
破産者　株式会社サンエイパートナーサービス
1　決定年月日　平成28年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９８９号
埼玉県和光市白子３丁目25―60―203
破産者　佐古田隆行
1　決定年月日　平成28年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１０００号
東京都渋谷区本町１丁目４番３号　エバーグレイス本町207号室
破産者　株式会社たまる屋
1　決定年月日　平成28年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１００１号
東京都世田谷区桜上水５丁目７―14―301、開始決定時の住所東京都渋谷区本町１丁目４―３―207
破産者　篠崎　彰宏
1　決定年月日　平成28年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１０３２号
東京都千代田区神田紺屋町43番地
破産者　株式会社井上
1　決定年月日　平成28年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１０３３号
東京都台東区日本堤２丁目23―７―205
破産者　井上　淳一
1　決定年月日　平成28年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１２１６号
東京都板橋区東新町２丁目４―10―211
破産者　渡辺　健吾
1　決定年月日　平成28年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１３０５号
東京都練馬区向山３丁目７―14―102、住民票上の住所東京都練馬区向山３丁目７―14
破産者　伊藤　孝次
1　決定年月日　平成28年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１３０６号
東京都豊島区南長崎５丁目29―２―301
破産者　金井礼子こと　金　　礼純
1　決定年月日　平成28年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１３２４号
東京都中央区東日本橋１丁目11―16―303
破産者　山分　翔太
1　決定年月日　平成28年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部